

八・三〇	八・一五	八・〇五	七・四〇	七・三〇	七・一〇	七・〇〇	六・五〇	六・一五	六・〇〇	五・三〇
終演	合唱	判決宣読						開延	開幕	開場
	明日への伝言 原爆を許すまい		(前田哲男証言) スライド	弁論	(肥田舜太郎証言)	弁論	(堤久吉証言)	(田部光子証言)	弁論	スライド構成……ナレーション
	15分	10分	25分	10分	20分	10分	15分	15分	10分	5分
										15分

1時間50分

被るほう、するとみな方は、これから又戦争でいよいよと考えているのですか。」

政
そのようなことは毛頭考えたりせん。

被さうですかね。
最近の政府は、とりわけ中曽根首相に

まゝて
かくは、
日本を不沈空母化する。
なにか「シーレーン防衛」

に、とか、きろくさゝことばかり
 $\frac{1}{5}$ いいて
 いるではありません

か、これを戦争の準備でなくて何んというのですか

政
い
や
それは
すね。
もので
すね。
すね。
すね。
すね。

あくまで、日本と極東の安全の維持に努める

ためものである。極東平和については、世界の

平和に生きることのためのものであります。

被_レ設_レ魔_レ化_レさ_レなり_テ下_レさ_レる。

あなた方は、今までいつも、ともくー、理窟をつけて

更司更長律事務所

は、私にう国民を騙してきてゐるのではないですか。

今年の八月五日の中曽根首相の靖国神社参拝について

4
i
7
9

~~Handwritten scribbles and illegible text.~~

ほんどの憲法学者が、そのような行爲は憲法違反であると言ひ

政府自身ですら違憲の疑い~~も~~と否定できぬと言つてきた

二とて、
 筆をあらわす
 靖日
 龍とかいう
 まったく
 私的なる

龍溪談公の報

なるものも唯一の招致に強行してゐるのではなからうか。

自分好みの人物を集めて、よく報告書を出させ、これは

以何處爲
か
由るか、
答はみ之
み之
下はるい
下すか。

「や、靖国神社公式参拜の問題はですね、あくまで国民の政

造族の方々の多くが、強く望んでゐるという事情を踏まえ

更司更匠更事各斤

たもでありその目的は戦没者の追悼を行うことにあり。あわせて
我々国と世界平和への決意と新たにすることもあるのです。」

被^レこ。 ほうも。是程かうお話を聞いていると何となく平和のため

それにあ。戦争することすら平和のためということになる。て
—まうのではなかつたか—

あるれ方が何とねり繕おう~~も~~。とも、靖国神社公式
参拝~~の~~のゆうが。軍国主義復活の方向にあることは、アジアの

諸^各国にはよく見ぬかれてゐるではないですか。

政^レ いや、それはまったく誤解でありまして。どうも誤解

を解くための政府の方としても鋭き努力を重ねて
いるところであります。

被^レこ。 誤解なる結構ですけれどもね。本当のところはかくい

—ふうもないわけではないですが。

(審判長) それでは、ただいまから判決の言渡しをいたします。判決は、結論部分の「主文」と、結論をだすにいたった「理由」の部分に分れておりますが、まずその理由部分を、四人の審判員に読みあげて頂きます。

(審判員A) それでは、判決の理由を読みあげます。

本日の法廷で明らかにされましたように、アメリカが広島・長崎に投下した原子爆弾は、非戦闘員・一般市民を問わず、無差別大量に人間を殺傷する残虐な兵器であり、明らかに国際法に違反します。

そして、四〇年を経た現在にいたるまで、なお被爆者たちを肉体的、精神的、社会的に苦しめ続けています。

それにもかかわらず、政府は四〇年間にわたって、被爆者に十分な治療と補償を行っていません。

(審判員B) 政府によって開始され、遂行された戦争によって惹起された深刻重大な被害に対しては、国の責任において十分な補償をなすべきであります。

そうすることが、核戦争被害を「受忍」させない制度を築き、同じ被害をふたたび起こさせないための第一歩なのです。

(審判員C) 武力による威嚇、行使を放棄し、戦力を保持しないことを定める日本国憲法に照らしても、非核三原則は名実ともに厳守されなければなりません。

それなのに、現在わが国には、政府の弁解にもかかわらず、この法廷での前田証言などによれば、核兵器が持ちこまれている疑がきわめて強く、国内に核攻撃指令のための通信施設が存在しています。

(審判員D) 私たちが先人から受けついた歴史や文化、そしてこの美しい地球を、子どもたちや孫たちに伝え残していくことが、被爆者のみならず私たちすべての国民に課せられた当然の責務です。

政府は、核の恐ろしさを訴える人びとの声に耳を傾け、核兵器の廃絶に努力すべきであります。

(審判長) 判決の結論、「主文」を読みあげます。

一、政府は非核三原則を厳守し、核兵器に関連する一切の施設を撤去し、核艦船、~~航空機~~の寄港、~~飛来~~を拒否すること。

二、政府は、すべての核保有国^{核兵器の}に対し、核兵器を廃棄するよう申し入れ、核兵器廃絶のために努力すること。

三、政府は、国の戦争責任を認め、ふたたび被爆者をつくらないために、国家補償に基づく「被爆者援護法」を直ちに制定すること。

以上をもって、判決の言渡しを終わります。